

第八章 國席判決手續
第一條 刑事訴訟法第七編ノ標題「略式手續」トアルヲ「特別手續」ニ改メ

且同編ヲ「第一章略式手續第二章國席判決手續」ト第二章ニ分テ第一章中ニ第四百四十二條乃至第四百五十九條ノ規定ヲ置キ第二章ニ左ノ規定ヲ置ク

第四百五十九條ノ二 檢察廳刑事訴訟法第二百三十條第二項ノ規定ニ因リ公訴ヲ提起シタル場合又ハ公訴提起後被告逃亡シタル場合ニシテ公安維持ノ爲即時ニ判決ヲ必受ト思料スルトキハ法院ニ對シ被告國席ノ審判決スヘキコトヲ請求スルコトヲ得但シ被告力政府ノ地域外ニ在ルモノト推定スヘキトキハ即時ニ引致スルコト能ハサルトキ又ハ其ノ引渡ヲ受クルコト能ハサル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得又被告力政府ノ地域内ニ潛伏スルモノト推定スヘキトキハ其ノ所在ヲ知ルコト能ハサル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

Op CARD 10

法院前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ裁定ヲ以テ調停審判ノ開始ヲ命スヘシ
法院第一項ノ請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ裁定ヲ以テ請求ヲ却下スヘシ此ノ裁定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス
第四百五十九條ノ三 調停審判ノ開始ヲ命スル裁定ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 被告ノ氏名、年齢、職業、最後ノ住居、本籍
二 公訴事實
三 審判ヲ爲スヘキ法院並審判期日

前項ノ裁定アリタルトキハ其ノ旨管轄法院ノ揭示場ニ公告スヘシ
第四百五十九條ノ四 調停審判ノ開始ヲ命スル裁定ハ前條ノ公告アリタル日より十日ヲ經テ其ノ效力ヲ生ス
第四百五十九條ノ五 法院調停判決手續ヲ開始シタル場合ニ於テ被告ノ在庭ヲ必要ト認ムルトキハ檢察廳ノ意見ヲ聽キ裁定ヲ以テ手續

ヲ停止スヘシ此ノ裁定ニ對シテハ抗告スルコトヲ得ス

第四百五十九條ノ六 調停判決ヲ宣告スル前被告逮捕セラレ又ハ任意ニ出頭シタルトキハ通常ノ手續ニ依リテ審判ヲ爲スヘシ

第四百五十九條ノ七 調停判決手續ニ於テハ本法ノ規定中被告不在ノ爲遵守スルコト能ハサルモノ及本章ニ別段ノ規定アル場合ヲ除キ

通常手續ニ關スル規定ヲ適用ス

第四百五十九條ノ八 調停判決ハ法院ノ揭示場ニ公示スヘシ

第四百五十九條ノ九 調停判決ニ對シテハ檢察廳ニ限リ上訴ヲ爲スコトヲ得

第四百五十九條ノ十一 被告ハ調停判決ニ對シ故障ノ申立ヲ爲スコトヲ得
故障申立ノ期間ハ五日トス此ノ期間ハ被告逮捕セラレ又ハ判決ノ執行ニ因リ判決ノ宣告アリタルコトヲ知リタル日より起算ス
第六十七條乃至第六十九條ノ規定ハ故障ノ申立ニ之ヲ準用ス



OpCARD 10

第四百五十九條ノ十二 故障ノ申立ヲ爲スニハ申立書ヲ判決法院ニ
差出スヘシ
故障ノ申立前條ノ期間經過後ニ係ルトキハ法院ハ檢察廳ノ意見ヲ聽
キ裁定ヲ以テ故障ヲ棄却スヘシ此ノ裁定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコト
ヲ得
第四百五十九條ノ十三 故障ノ申立ヲ受理シタルトキハ更ニ適當ノ
手續ニ從ヒ審判ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ檢察廳ノ申立テタル上訴
際中ナルトキハ其ノ效力ヲ失フ
前項ノ手續ニ於テ被告正當ノ理由ナク審判期日ニ出頭セサルトキハ
法院ハ檢察廳ノ意見ヲ聽キ裁定ヲ以テ故障ヲ棄却スヘシ此ノ裁定ニ
對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100